

## 請願第 1 号

請 願 人 宇都宮市兵庫塚 3 丁目 1 0 - 3 0

全栃木教職員組合

執行委員長 条 川 祥 一

紹介議員 鶴 見 義 明

岡 村 恵 子

市立学校の教育条件を維持・発展させるため、学校事務職員配置と用務員の現行勤務時間の継続に関する請願

### 1 請願の要旨

臨時採用の事務職員の配置と用務員の現行勤務時間を来年度以降も継続させて、市立学校の教育条件を維持・発展させること。

### 2 請願の理由

- (1) 事務職員が行ってきた経理事務、とりわけ庶務(接客や電話応対)の仕事を他の教職員では担いきれないこと。
- (2) 児童生徒との関わりにおいて、清掃時の助言や教具の管理、また、学級になじめない児童生徒との交流などを通じて、「事務の先生」の教育的活動が失われること。
- (3) 県費負担の事務職員が市事務職員の仕事の多くを引き継ぐことが予想されるが、残業をさせるには労働基準法第 3 6 条の協定締結が不可欠である。しかし、実際の残業時間分の手当が支給されるかは不透明であること(なお、この協定締結は現在でも不可欠だが、締結されていない。)
- (4) 教職員の中で勤務時間が長い教頭も、事務職員の仕事の一端を担うことになるが、そうなると教頭本来の任務である校務運営や教育活動に重大な支障を来しかねないこと。
- (5) 教員にとっては、教材や備品の管理などの実務を今以上に担うことになり、授業準備、評価その他の教育諸活動に充てる時間が削られ、長時間労働を強いられかねないこと。

- (6) 「雇い止め」に当たっては、いわゆる「解雇の4要件」が守られたとは言えず、一方的な「雇い止め」と言わざるを得ないこと。また、2018年度から始まった「無期雇用転換ルール」も適用されていない。この「雇い止め」により、更に不安定な生活に追い込み、家族にも重大な影響を与えてしまうこと。何より憲法第27条で保障された勤労権の侵害に他ならないこと。
- (7) 用務員の勤務時間削減は、これまでのような良好な教育環境の維持や向上を困難にさせる。2006年度に各学校から用務員を引き上げたが、結局翌年再配置した経緯がある。このときの教訓を生かすべきであること。
- (8) 佐野市は「教員の働き方改革」に前向きに対応して、新聞報道もされてきた。今回の措置はこれまでの対応を無にするとともに、これまで築き上げてきた佐野市の創意ある教育活動を阻害するものであること。